〇鹿嶋市健康づくり推進協議会設置要綱

（設置）
第1条　市民の健康づくりを，推進するための施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として，鹿嶋市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）
第2条　協議会は，前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議企画する。
(1)　各種健康診査事業に関すること。
(2)　健康相談及び保健栄養指導事業に関すること。
(3)　保健衛生に関する地区組織の育成に関すること。
(4)　健康教育等健康づくりの施策に関すること。
(5)　その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）
第3条　協議会は，委員15人以内で構成する。
2　委員は，次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
(1)　医師
(2)　歯科医師
(3)　鹿嶋市社会福祉協議会
(4)　鹿嶋市シニアクラブ連合会
(5)　鹿嶋市食生活改善推進連絡協議会
(6)　鹿嶋市シルバー人材センター
(7)　栄養士
(8)　地域福祉推進員
(9)　健康運動指導士
(10)その他市長が必要と認める者

（任期）
第4条　委員の任期は2年とし，再任を妨げない。
2　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（役員）
第5条　協議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は，委員の互選とする。
3　会長は，会務を総括し，協議会を代表する。
4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務

を代理する。

(会議)

第6条　協議会の会議は，必要に応じ会長が招集する。

2　会長は，会議の議長となる。

3　会議は，委員の過半数の出席又は委任がなければ成立しない。

4　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決定し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(庶務)

第7条　協議会の庶務は，健康福祉部保健センターで処理する。

(委任)

第8条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

附　則(昭和56年2月18日告示第6号)

この告示は，公布の日から施行する。

附　則(昭和60年11月1日告示第32号)

この告示は，公布の日から施行する。

附　則(平成7年3月15日告示第14号)

この告示は，公布の日から施行する。

附　則(平成7年9月1日告示第56号)

この告示は，平成7年9月1日から施行する。

附　則(平成8年6月28日告示第36号)

この告示は，平成8年7月1日から施行する。

附　則(平成10年5月29日告示第27号)

この告示は，平成10年6月1日から施行する。

附　則(平27年10月6日告示第207号)

この告示は，平成27年4月1日から適用する。

鹿嶋市健康づくり推進協議会　委員名簿（令和２年１１月１８日委嘱）（敬称略）

番号	氏　名	委嘱時の所属及び役職	備 考
１	松 倉　　則 夫	鹿島医師会　会長	会長
２	楠　美　　淳	鹿嶋市歯科医師会　会計	副会長
３	浅 見　久 美 子	鹿嶋市シニアクラブ連合会 女性部副部長	
４	原　　道 子	鹿嶋市食生活改善推進連絡協議会 会長	
５	高　　文 江	厚生労働省　中央労働災害防止協会 産業栄養指導者会理事	
６	佐 々 木　享 子	NPO法人かしまスポーツクラブ 温水プール施設長	
７	渡 邊　睦 美	中野東小学校　養護教諭	
８	出 光　恵 美 子	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 鹿島安全健康質診療所　保健師	
９	塩 入　豊 子	認定こども園こじか　理事長 園長	
１０	長 岡　　愛	小山記念病院　助産師	
１１	山 形　慶 子	鹿島病院医療相談室ソーシャルワーカー　精神福祉士　社会福祉士	
１２	藤 田　幹 義	潮来保健所　健康増進課長	